

# 中央公園樹木せん定業務仕様書

## 1 総則

本業務は、本仕様書並びに公園緑地等維持管理標準仕様書（令和2年1月改訂（平成23年1月制定）広島市都市整備局緑化推進部）により施行すること。

## 2 業務対象

樹木せん定業務の範囲は、別紙施行区域図に示すとおりとする。業務時期及び回数については、別紙施行計画表のとおりとする。

## 3 報告事項及び検査完了期日（期限）

- (1) 受注者は、本業務に従事する現場責任者及び業務に従事する資格者を定め、所定の様式で業務に着手する前に発注者に届け出ること。また、現場責任者及び資格者に変更があった場合も同様とする。
- (2) 委託契約約款第12条第1項に定める委託業務実施報告書は、1か月分の業務内容を記載した月間報告書とし、受注者は、月間報告書を翌月10日までに、それぞれ所定の様式により発注者に提出するものとする。また、発注者による毎月の業務の検査完了期日（期限）は、翌月19日（ただし、実施報告書を受領した日の翌日から起算して9日目に当る日が早く到来する場合は、当該日）とする。ただし、これらの日が3月31日を越える場合は、3月31日とする。

## 4 その他

この仕様書に疑義があるとき又は定めのない事項については、発注者・受注者協議して定めるものとする。

# 中央公園樹木せん定業務概要

## 1 目的

中央公園の樹木等の機能を保つために、せん定を行うものである。

## 2 業務概要

### 1) 高木せん定

マツ（大・仕立物）、マツ（大・中）、カイズカイブキ、カイズカイブキ（仕立物）、仕立物、サルスベリ、ウメ、フジ

### 2) かん木せん定

#### 刈込物－1

アセビ、カイズカイブキ、カナメチ、カンツバキ、キンシハイ、キンモクセイ、クチナシ、コノテカシワ、サザンカ、シャリンハイ、ジンチョウゲ、ツツジ類、トベラ、ナワシロクミ、ニシキギ、ハヒヤクシソ、ハマヒサカキ、ヒイラギ、ヒイラギナンテン、ヒイラギモクセイ、ヒペリカムカリシナム、ヒヨウヤナギ、ホックスウッド、ミヤギノハギ、ヤブラン、ユキヤナギ、レンギョウ、クサツゲなど

#### 刈込物－2

アベリア、ウハメカシ、サンゴジュ、シャリンハイ(内堀沿い)、タマイブキ、ツゲ、トウネズミチ、ハクチョウゲ、ササ類、オリーブなど

#### 刈込物－3

Aブロックの花の精噴水東側アベリア(660 m<sup>2</sup>)

#### 生垣

カイズカイブキ